平成２３年（フ）第３号
奈良県生駒市谷田町1265番地11
破産者　嶋田　順弘
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第１８３号
兵庫県川西市栄根２丁目７番30号
破産者　田中　隆之
1　破産債権の届出期間　平成23年７月11日まで
2　一般調査期日　平成23年７月28日午前10時45分
平成23年６月20日　神戸地方裁判所伊丹支部
平成２３年（フ）第７６号
福岡県久留米市長門石１丁目３番32号
破産者　有限会社フロントライン
1　破産債権の届出期間　平成23年７月15日まで
2　一般調査期日　平成23年８月26日午後２時30分
平成23年６月21日　　宮崎地方裁判所破産係
平成２３年（フ）第６９号
山梨県甲州市塩山下於曽460番地の１
破産者　有限会社イイダ建工
1　破産債権の届出期間　平成23年７月19日まで
2　一般調査期日　平成23年９月26日午後２時
平成23年６月17日
甲府地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第４４３号
京都府宇治市宇治妙楽164番地
破産者　長束　元和
1　破産債権の届出期間　平成23年７月22日まで
2　一般調査期日　平成23年９月20日午後１時30分
平成23年６月21日
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２３年（フ）第４４４号
京都府宇治市宇治妙楽164番地
破産者　長束美佐子
1　破産債権の届出期間　平成23年７月22日まで
2　一般調査期日　平成23年９月20日午後１時30分
平成23年６月21日
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２３年（フ）第１８６８号
大阪府箕面市外院１丁目12番16号
破産者　細田富美子
1　破産債権の届出期間　平成23年８月８日まで
2　一般調査期日　平成23年９月８日午後３時30分
平成23年６月20日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２１年（フ）第２０６５号
大阪市大正区平尾１丁目４番50号
破産者　株式会社アベノ金属
1　期日　平成23年８月８日午前11時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年６月20日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成２２年（フ）第６７号
山口県防府市大字台道3556番地の12
破産者　クニミツ内装こと　國光　　隆
異議申述期間　平成23年７月22日まで
平成23年６月21日
山口地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第９４号
山口県宇部市琴芝町１丁目１番５号　琴芝県営住宅206、旧住所山口県宇部市野原１丁目18番64―206号
破産者　山本　裕也
異議申述期間　平成23年７月26日まで
平成23年６月21日　山口地方裁判所宇部支部
平成２３年（フ）第１７号
北海道室蘭市八丁平１丁目13番29号
破産者　棟方　厚子
異議申述期間　平成23年７月29日まで
平成23年６月21日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３９１８号
東京都千代田区紀尾井町３―29―8003
破産者　棚橋　孝江
免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
平成23年６月20日
東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

平成２３年（再）第２号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1271番地
再生債務者　有限会社熱川グリーンホテル
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　静岡県沼津市市場町８番15号　平岩法律事務所　弁護士　平岩　哲行
平成23年６月20日
静岡地方裁判所沼津支部民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第１７号
神奈川県大和市桜森２丁目16番28号
再生債務者　株式会社キーファー・テック
1　決議に付する再生計画案　平成23年６月３日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成23年７月20日午後３時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成23年７月12日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成23年７月６日
平成23年６月16日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２０年（再）第２０１号
秋田県由利本荘市岩渕下103番地１
再生債務者　株式会社ヤマサコーポレーション
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年６月17日
東京地方裁判所民事第20部
平成２０年（再）第２０２号
秋田県男鹿市船越字内子247番地１
再生債務者　男鹿都市開発株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年６月17日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第８２号
埼玉県和光市本町31番２―1005号　ＣＩハイツ
再生債務者　川俣　真里
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月８日まで
4　一般異議申述期間　平成23年７月22日から平成23年７月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部
平成２３年（再イ）第８１号
埼玉県川口市大字伊刈914番地の23
再生債務者　八木下敏史
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月11日まで
4　一般異議申述期間　平成23年７月25日から平成23年８月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部
平成２２年（再イ）第１３６号
埼玉県越谷市大字大林337番地５
再生債務者　竹田　眞澄
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月11日まで
4　一般異議申述期間　平成23年７月25日から平成23年８月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係